

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62841-2-5:2020

規格名：手持形電動工具、可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の安全性－第 2-5 部：手持形丸のこの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 条 第 1 項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条4	箇条4 一般要求事項（JIS C 62841-1（以下、第1部）の規定による。） 電動工具は、人体及び／又は周囲に危害を与えないように安全に動作する構造でなければならない。	
第 二 条 第 2 項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条17 17.102 17.102.1 箇条19 19.1 19.1.101 19.1.102 19.101.2.3 19.102	第1部の第二条2項に該当する規定によるほか、次による。 箇条17 耐久性 17.102 ガードシステムー耐性 17.102.1 ガードシステムは、環境粉じんの堆積及び予測できる粉じんの堆積に耐えなければならない。 19 機械的危険 19.1 回転するのこ刃以外の危険な可動部は、傷害に対する適切な保護が与えられるように配置するか、又は囲まなければならない。 19.1.101 丸のこは、のこ刃への不用意な接触の危険を最小限にするように防護しなければならない。ガードシステムは、工具を用いない限り取り外せてはならない。 19.1.102 要求事項 19.101.2.3 上ガードと、刃の直径との間の空間は、のこ刃先端との接触を防止するように設計しなければならない。 19.102 ベースプレート下側の安全防護	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62841-2-5:2020

規格名：手持形電動工具、可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の安全性－第 2-5 部：手持形丸のこの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				19.102.2	19.102.2 けん引式ガード付丸のこの場合、閉鎖位置にある下ガードは、規定で表示する全ての直径の刃底ゾーンを覆わなければならない。	
				19.102.3	19.102.3 割り刃を備えた、規定のガードシステムを用いる丸のこの場合、のこ刃、割り刃を通過させるための下ガードの開口部は、できるだけ小さくしなければならない。	
				19.102.4	19.102.4 直径Dが210 mm未満の丸のこの場合、下ガードの閉鎖時間は0.2秒を超えてはならない。直径Dが210 mm以上の丸のこの場合、下ガードの閉鎖時間はD/1 000秒未満でなければならない。ただし、0.3秒以下とする。	
				19.103	19.103 ベースプレート	
				19.103.1	19.103.1 ベースプレートは、少なくとも、前面、後面及びモータ側において、のこ刃を囲まなければならない。	
				19.105	19.105 ハンドル 刃の最大直径が140 mmを超える丸のこは、複数のハンドルをもっていなければならない。	
				19.106	19.106 のこ刃の交換 操作者が、ガードを取り外す必要なく、簡単にのこ刃を交換できなければならない。	
				箇条21	箇条21 構造	
				21.18.1.2	21.18.1.2 スイッチ操作部部分のオフ位置からオン位置ま	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62841-2-5:2020

規格名：手持形電動工具、可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の安全性－第 2-5 部：手持形丸のこの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				21.101  附属書AA AA.19.101	での最大移動距離を規定値以上にするか、又はモータが起動する前に、異なる二つの個別の操作が必要でなければならない。  21.101 丸のこは、アタッチメントを使用するか、又は本体を改造しない限り、上下反転した位置で定置式工具として使用できてはならない。  附属書AA 割り刃をもつ丸のこに対する追加要求事項 AA.19.101 割り刃は、切込み深さの範囲内に確実に固定できなければならない、のこ刃の平面と合致させ、切断溝を自由に通ることができるように配置しなければならない。割り刃は、のこ刃と接触してはならない。運転の後に、割り刃の位置が、変化してはならない。	
第 三 条 第 1 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条19 19.101 19.101.3	第1部の第三条1項に該当する規定によるほか、次による。 箇条19 機械的危険 19.101 ベースプレート上方のガードシステム 19.101.3 規定のプランジ式丸のこは、丸のこが使用されないときは、のこ刃が、自動的に引き込まれる上ガードを備えなければならない。また、のこ刃が上ガードに引き込まれるために要する時間は、規定に適合しなければならない。ベースプレートの運動が工作物によって妨げられない場合は、のこ刃を閉鎖する位置において上部ガード	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62841-2-5:2020

規格名：手持形電動工具、可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の安全性－第2-5部：手持形丸のこの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					は、自動的にロックしなければならない。	
第 三 条 第 2 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによつてはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	■該当 □非該当	箇条8 8.3  8.14.1.101 8.14.1.101.2	第1部の第三条2項に該当する規定によるほか、次による。 箇条8 表示及び取扱説明書 8.3 電動工具は、次の情報を表示しなければならない。 －指定のこ刃径又はのこ刃径の範囲 －浮出し矢印、彫込み矢印又は同等に見えて消えない矢印によって電動工具に表示した回転方向 等 8.14.1.101 丸のこの安全性に関する警告 8.14.1.101.2 全ての丸のこのに関する安全指示 切断手順に関する安全指示は、次を記載しなければならない。 －警告：手は切断領域及びのこ刃から遠ざけて下さい。補助する手を、補助ハンドル又はモータケーシングに添えて下さい。両手で丸のこを保持していれば、のこ刃による傷害を回避できます。 －加工物の下に手を入れないで下さい。加工物の下では、ガードによってのこ刃から手を保護することはできません。 等	
第 四 条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	■該当 □非該当	箇条17 17.101	第1部の第四条に該当する規定によるほか、次による。 箇条17 耐久性 17.101 ガードシステム－寿命	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62841-2-5:2020

規格名：手持形電動工具、可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の安全性－第 2-5 部：手持形丸のこの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				17.101.1	17.101.1 長期間使用するための十分な耐久性を得るために、ガードシステムは、50 000回の運転サイクルの寿命がなければならない。	
第 五 条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条7  箇条8  箇条14	箇条7 分類（第1部の規定による。） 電動工具は、水の有害な浸入に対し適切な保護等級をもたなければならない。 箇条8 表示及び取扱説明書（第1部の規定による。） 電動工具には、水の浸入に対する保護等級に応じたIPコード等の定格に関する情報を表示しなければならない。 箇条14 耐湿性（第1部の規定による。） 電動工具は、通常使用時に生じる湿気に耐えなければならない。	
第 六 条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	附属書AA AA.19 AA.19.104	第1部の第六条に該当する規定によるほか、次による。 附属書AA 割り刃をもつ丸のこに対する追加要求事項 AA.19 機械的危険 AA.19.104 割り刃は、硬度が35 HRC～48 HRCで、800 MPa以上の耐破断性をもつ鋼製でなければならない。	
第 七 条 第 1 号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐと	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条7 7.1  箇条9	箇条7 分類（第1部の規定による。） 電動工具は、感電に対する保護に関し、クラス0I、クラスI、クラスIIのいずれかでなければならない。 箇条9 充電部への近接に対する保護	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62841-2-5:2020

規格名：手持形電動工具、可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の安全性－第 2-5 部：手持形丸のこの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		もに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。		9.1 箇条18 18.1 箇条20 20.1 箇条22 22.6 箇条24 24.19	9.1 電動工具は、充電部との偶発的な接触に対して十分な保護をする構造でなければならない。(第1部の規定による。) 箇条18 異常運転 (第1部の規定による。) 電動工具は、異常運転によって感電に対する保護を損なうような機械的損傷の危険を防止するような設計でなければならない。 箇条20 機械的強度 (第1部の規定による。) 電動工具は、衝撃試験等において、充電部は、可触になってはならない。 箇条22 内部配線 22.6 金属製の可とうチューブの屈曲試験後、電動工具の充電部は接触できてはならない。(第1部の規定による。) 箇条24 電源接続及び外部可とうコード 24.19 機器用インレットは、コネクタの挿入又は抜取り時に充電部が可触にならないように配置又は密閉しなければならない。(第1部の規定による。)	
第七 条 第 2 号	感電に対する 保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	■該当 □非該当	箇条14  箇条24	箇条14 耐湿性 液体システムは、液漏れ試験及び水圧試験後、漏えい電流は、規定の値を超えてはならない。(第1部の規定による。) 箇条24 電源接続及び外部可とうコード	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62841-2-5:2020

規格名：手持形電動工具、可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の安全性－第 2-5 部：手持形丸のこの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				24.6 箇条26	24.6 クラスI電動工具の電源コードは、電動工具の内部接地端子及びプラグの接地接点に接続されていなければならない。（第1部の規定による。） 箇条26 接地接続の手段（第1部の規定による。） 絶縁不良が生じた場合に、充電部になるおそれがある電動工具の可触部分は、接地用端子又は機器用インレットの接地極に恒久的かつ確実に接続しなければならない。	
第 八 条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	■該当 □非該当	箇条12 箇条14 箇条16 箇条18 18.1.1	箇条12 温度上昇 モータ巻線、配線及び巻線以外の絶縁物の温度上限値は、規定する値を超えてはならない。（第1部の規定による。） 箇条14 耐湿性 電動工具は、規定の耐湿試験の後に行われる耐電圧試験に耐えなければならない。（第1部の規定による。） 箇条16 変圧器及び関連回路の過負荷保護 変圧器から電源の供給を受ける回路をもつ電動工具において、短絡によって、変圧器の内部又は変圧器に接続した回路のモータ巻線、配線及び巻線以外の絶縁物の温度上限値は、規定する値を超えてはならない。（第1部の規定による。） 箇条18 異常運転（第1部の規定による。） 18.1.1 規定の異常運転試験において、充電部と可触部分との間	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62841-2-5:2020

規格名：手持形電動工具、可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の安全性－第 2-5 部：手持形丸のこの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				箇条20 箇条21 箇条24 24.20 箇条25 25.3 箇条28	は、規定する耐電圧試験に耐えなければならない。 箇条20 機械的強度（第1部の規定による。） 衝撃試験等の後、電動工具は、充電部と可触部分との間で、規定する耐電圧試験に耐えなければならない。 箇条21 構造（第1部の規定による。） 電動工具内の配線として用いる可とうケーブル又はコードの内部導体は、クラスII構造の部分で用いる場合、可触金属部から絶縁しなければならない。 箇条24 電源接続及び外部可とうコード 24.20 相互接続コードの導体の絶縁は、その動作電圧に対して十分なものでなければならない。（第1部の規定による。） 箇条25 外部導体用端子（第1部の規定による。） 25.3 X形取付け用端子は、内部配線には応力が加わらない状態で、沿面距離及び空間距離が規定した値未満にならないように固定しなければならない。 箇条28 沿面距離、空間距離及び固体絶縁（通し絶縁距離）（第1部の規定による。）	
第九 条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条13 13.2	箇条13 耐熱性及び耐火性 13.2 非金属材料の部品は、十分な耐着火性及び耐延焼性をもたなければならない。（第1部の規定による。）	



## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62841-2-5:2020

規格名：手持形電動工具、可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の安全性－第 2-5 部：手持形丸のこの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。		箇条18	箇条18 異常運転（第1部の規定による。） 規定の回転子等の拘束試験、部品の故障試験等の異常運転試験において、電動工具は炎を放出してはならない。	
第十條	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条12 12.1	箇条12 温度上昇（第1部の規定による。） 電動工具のハンドル、ノブ、グリップ等は、定格入力又は定格電流において規定の温度以上になってはならない。	
第十一條 第1項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自身が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	附属書AA AA.19 AA.19.104	第1部の第十一条第1項に該当する規定によるほか、次による。 附属書AA 割り刃をもつ丸のこに対する追加要求事項 AA.19 機械的危険 AA.19.104 割り刃の先端は、2 mm以上の半径で丸め、また、その端部が鋭角であってはならない。 割り刃の面は、平らで、滑らかで、かつ、平行で、更にこの刃に面する端部を若干面取りしなければならない。	
第十一條 第2項	機械的危険源による危害の防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるもの	■該当 □非該当	箇条20 20.3	第1部の第十一条第2項に該当する規定によるほか、次による。 箇条20 機械的強度 20.3 傾斜角0° に設定した丸のこは、1 mの高さからコンクリート面に合計3回落下させたとき、これに耐えなけれ	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62841-2-5:2020

規格名：手持形電動工具、可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の安全性－第 2-5 部：手持形丸のこの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		とする。		附属書AA AA.20 AA.20.2 附属書BB BB.20 BB.20.101	ばならない。 附属書AA 割り刃をもつ丸のこの追加要求事項 AA.20 機械的強度 AA.20.2 割り刃をもつ丸のこのガードシステムに、規定のスプリングハンマで打撃を加えた後、肉眼で識別できる損傷があってはならない。 附属書BB 割り刃をもたない丸のこの下ガードに対する追加要求事項 BB.20 機械的強度 BB.20.101 下ガード又はプランジ式丸のこのガードシステムは、酷使に耐えなければならない。	
第十二条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条6 6.1 箇条12 12.5 箇条18 18.1.1 18.5.3	箇条6 放射線、毒性及び類似の危険源 6.1 電動工具は、毒性、又はこれに類する危険性が生じてはならない。（第1部の規定による。） 箇条12 温度上昇 12.5 温度上昇試験中、封止コンパウンドは、流出してはならない。（第1部の規定による。） 箇条18 異常運転 18.1.1 規定の異常運転試験において、電動工具は溶融金属を放出してはならない。（第1部の規定による。） 18.5.3 回転子等の拘束試験において、電動工具は溶融金	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62841-2-5:2020

規格名：手持形電動工具、可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の安全性－第 2-5 部：手持形丸のこの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					属を放出してはならない。（第1部の規定による。）	
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条6	箇条6 放射線、毒性及び類似の危険源  （第1部の規定による。）	
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条4	箇条4 一般要求事項  電動工具は、人体及び／又は周囲に危害を与えないように安全に動作する構造でなければならない。（第1部の規定による。）	
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条21 21.18.1.2	第1部の第十五条第1項に該当する規定によるほか、次による。 箇条21 構造 21.18.1.2 電源スイッチの引き金及びロックオフ装置は、誤操作が発生しないように配置するか、設計するか、又は保護しなければならない。	
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条21 21.18.2.1  箇条23	箇条21 構造 21.18.2.1 可搬形電動工具は、モーメンタリ電源スイッチをもたない場合、電源の中断後に電圧が回復したときに危険が生じてはならない。（第1部の規定による。）  箇条23 構成部品	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62841-2-5:2020

規格名：手持形電動工具、可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の安全性－第 2-5 部：手持形丸のこの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				23.3	23.3 電動工具のスイッチをオフにするような保護装置は、意図しない始動のリスクがある場合は、非自己復帰形のものでなければならない。（第1部の規定による。）	
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条10  10.1	箇条10 始動（第1部の規定による。）  電動工具は、使用中に起こる可能性のある通常の電圧状態の下で始動しなければならない。	
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条24  24.5  24.20	箇条24 電源接続及び外部可とうコード  24.5 電源コードは、規定する値以上の公称断面積をもつもの、又は規定の許容電流に適合するものでなければならない。（第1部の規定による。）  24.20 相互接続コードの導体の断面積は、温度上昇試験中に導体に流れる最大電流に基づいて決定されなければならない。（第1部の規定による。）	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条18  18.8	箇条18 異常運転  18.8 安全重要機能をもつ電子回路  安全重要機能をもつ電子回路は、予期できる環境において起こり得る電磁環境ストレスにさらされても、安全重要機能の損失に影響があってはならない。  電子回路に対して、規定のイミュニティ試験の後、安全重要機能を損失してはならない。（第1部の規定による。）	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62841-2-5:2020

規格名：手持形電動工具、可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の安全性－第2-5部：手持形丸のこの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	—	—	J55014-1等の別規格で規定されている。
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条8 8.12 8.14	箇条8 表示及び取扱説明書 8.12 表示は、判読でき、かつ、耐久性がなければならぬ。（第1部の規定による。） 8.14 取扱説明書及び安全説明書の説明文は読みやすく、背景と対照的でなければならない。（第1部の規定による。）	
第二十条 第1号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62841-2-5:2020

規格名：手持形電動工具、可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の安全性－第 2-5 部：手持形丸のこの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		<p>品安全法(昭和四十八年法律第三十一号)第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。)</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>				
第二十条第2号	表示等(長期使用製品安全表示制度による表示)	<p>二 電気冷房機(産業用のものを除く。)機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<p><input type="checkbox"/>該当</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>非該当</p>	—	—	—
第二十条第3号	表示等(長期使用製品安全表示制度による表示)	<p>三 電気洗濯機(産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。)及び電気脱水機(電気洗濯機と一体となっているものに限る、産業用のものを除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示</p>	<p><input type="checkbox"/>該当</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>非該当</p>	—	—	—

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62841-2-5:2020

規格名：手持形電動工具、可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の安全性－第 2-5 部：手持形丸のこの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				
第 二 十 条 第 4 号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—